

秋田県社会福祉協議会 広告掲載要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が作成する印刷物及び本会が管理するホームページに掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(広告掲載基準)

第2条 本会では、次のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治及び宗教活動、意見広告、個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護及び健全育成の観点から不適切なもの
- (5) 誇大もしくは虚偽のおそれのあるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) その他、本会が広告として不相当と認めるもの

(広告の種類及び規格)

第3条 広告の種類は原則として本会広報誌「社会福祉あきた」への広告及び本会ホームページバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 印刷物の広告は、A4版、縦書き、4段組のうち最下段1/2スペース又は1/4スペース。
- (2) バナー広告は、大きさ縦52ピクセル×横200ピクセル、画像はGIF（アニメーション不可）及びJPEG形式、容量は30KB以下。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は次のとおりとする。

- (1) 印刷物への広告は、原則として1回発行単位とし、最大で年4回発行するものとする。
- (2) バナー広告の掲載は、原則として1か月単位とし、順次延長することができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、別に定める広告掲載申込書（様式1号）により本

会あて申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 本会会長は、第5条による申込みがあった場合は、掲載の可否を審査し、広告掲載決定通知書(様式2号)により申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の申し込みが掲載枠を超えた場合は、本会会員を優先とし、以下は先着順とする。

3 広告の掲載にあたっては、申込者は次に定める広告掲載料を本会に支払うものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は、本会会長が次のとおり定める。

(1) 印刷物への広告掲載料

規格	掲載期間	掲載料(会員)	掲載料(非会員)
1/2	1回	15,000円	30,000円
	年間	50,000円	100,000円
1/4	1回	10,000円	20,000円
	年間	35,000円	70,000円

(2) バナー広告の掲載料

掲載期間	掲載料(会員)	掲載料(非会員)
1カ月	5,000円	10,000円
6カ月	25,000円	50,000円
年間	50,000円	100,000円

(広告内容の修正及び掲載の取り消し)

第8条 本会は、次の各号に該当する場合は、広告の内容等について広告主に修正を求めることができる。また、求めに応じない場合は、直ちに掲載を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定に反すると認められるとき

(2) 申込者が広告掲載料を支払わないとき

(3) その他、本会会長が必要と認めたとき

(広告の取り下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げ場合は、書面により本会あて申し出るものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 本会は、第8条の規定により掲載を取り消した場合及び前条の規定により掲載を取り下げ場合は、広告掲載料を還付しないものとする。

ただし、申込者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(広告主の責務)

第11条 広告の内容に関するすべての責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。